



諮問第 91 号

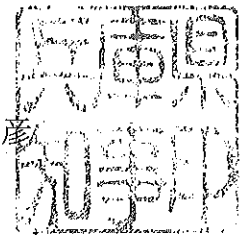
兵庫県環境審議会

郷土記念物の指定の解除について（諮問）

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 112 条第 1 項の規定により指定した郷土記念物について、その一部を解除したいので、同条第 2 項で準用する同条例第 89 条第 2 項の規定により諮問します。

令和 5 年 11 月 24 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦



〔諮問理由〕

植物及び地質鉱物で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なものを郷土記念物として指定し、保全を図っている。

下記の郷土記念物が倒木し消失したため、その指定の解除について意見を求める。

〔解除の対象〕

名 称：上立杭の大アベマキ

対 象：アベマキ 1 本

指定年月日：平成元年 12 月 12 日

所 在 地：丹波篠山市今田町上立杭釜ノ坪 502